

賃金未計算の報告依頼について

平素は円滑な雇用保険の業務運営にご協力を賜り誠にありがとうございます。
この度、ご提出いただきました雇用保険離職証明書につきまして、

- 離職日と賃金締切日が同一である
- 離職月の賃金が未計算である

の2点いずれも該当する場合は、賃金額が確定次第、以下「賃金未計算の報告書」
に必要事項を記載の上、ハローワーク二本松 業務係へメールまたは郵送にてご提出
をお願いいたします。

また、内容が確認できる賃金台帳等（写）の添付もお願いいたします。

賃金未計算の報告書

雇用保険適用事業所番号	0708-
事業所名	
ご担当者様・ご連絡先	
離職票交付番号	
離職年月日	
賃金支払対象期間（⑩欄）	月 日 ~ 月 日
賃金額	A 欄 ￥ _____
	B 欄 ￥ _____
	合計 ￥ _____

※ お手持ちの離職証明書（事業主控）は、賃金未計算欄に確定した賃金額を記載し、この
報告書と一緒に保管してください。

※ 上記報告書が提出済みの場合やに該当しない離職証明書の場合等でも、必要に応じハ
ローワークからご連絡を差し上げることがありますので、御容赦ください。

<ご提出先>

〒964-0906

二本松市若宮二丁目162-5

ハローワーク二本松 業務係

電 話：0243-23-0343

メール：0708mikeisan@mhlw.go.jp